

徴収奥義 発展編



☞ 国税徴収法逐条解説（第 56 条） 第 327 号 平成 30 年 9 月 10 日

銀座社会保険労務士法人 公租公課徴収指導者・社会保険労務士 吉国 智彦

説明する能力

当社会保険労務士法人の発展（宣伝）のため、9 月 6 日から防府市のぷらざ FM において毎週 1 回（54 分）、翌週 12 日から下松市のしゅうなん FM において毎週 1 回（10 分）出演することになった。いずれも 1 回で一つの題材が完結することで用意している。生放送であるからやり直しはきかないし、当方の終了に続いて次のコーナーがあるから、時間延長をすることはできない。

9 月 6 日に第 1 回目があった。54 分といっても 3 曲音楽が入って一息するから、喋る時間は 42 分くらいとなっている。自己紹介に続いてハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ）の意義とその防止策が内容である。裁判例を紹介していると、想定していた以上に時間を要し、ついには最後の 1 曲を飛ばしても放送時間内に入りきらなかった。

振り返ると、ハラスメントを三つも解説することに無理があった。もっとも、話す内容をメモとして持参していたし、その分量は最後の職場である日本年金機構の研修部における経験に基づき、きっちり時間内に収まるはずであった。少々調子に乗って、くだらない冗談を言ってしまったことも不満足な結果となった要因である。最初は、慎重に開始しなければならない。

ところで、公務員やその周辺職場、さらに士業では、読むこと、書くこと、話すことの三つの能力が必要である。滞納処分の観点から見ると、法令・判例を読むこと、それに沿って差押調書・搜索調書を記載すること、そして、滞納者や第三債務者に対する説明をすることが求められる。読み書きは類似した能力であろう。しかし、説明をすることは、これらとはまったく異質な能力であるから、読み書きが上手くても説明はさっぱりということがある。更に、1 対 1 で短く一個の事項を説明することと、多くの方を対象として（研修のように）体系的に説明することはまた異なる。後者がより一段上の能力である。

では、多くの方を対象として説明するには、どんな能力が必要であろうか。前提として、法令を理解して整理していることが必要。事前準備ということである。いくら話が上手いといっても内容がさっぱりでは話にならない。割り切れれば、嘶家ではないから、たどたどしくても、内容が伴っていることの方が優先となる。次に、気をつけることは、「あー」「えー」「うー」は聞き苦しいから言ってはいけない。そして、早口でないこと、専門用語をできるだけ控え、使うときはその解説を行うとの配慮が必要である。固い話ばかりではあきるので、適度にほぐす話題を工夫するべき。ただし、これができる者は強者であろう。

多くの前で説明することは、経験が物を言う。いくら想定をしたところで、実体験には及ばない。であるが、未経験者であっても有効な方法が一つある。それは、落語を聞いてみることである。さすがに、話すことが商売だけあって、話の間、抑揚などメリハリがとても工夫されている。話すことの基本がちりばめられている。それを一つでも二つでも真似て取り入れることができれば、自信にも繋がってくるのである。

次回に向け、基本に立ち返り落語も一度聞いて頭を整理して臨もう。話すことは難しいが、楽しく聞いていただくことは社会保険労務士の腕前である。

徴収法

第 2 款 動産又は有価証券の差押

(差押の手續及び効力発生時期等)

第 56 条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行ふ。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

徴収法施行令

(差押動産等の管理)

第 23 条 税務署長は、差し押えた動産及び有価証券（法第 60 条第 1 項（差し押えた動産等の保管）の規定により滞納者又は第三者に保管させているものを除く。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 税務署長は、帳簿を備え、これに前項の動産及び有価証券の出納を記載しなければならない。

1 動産差押えの公示書破棄事件

現在、動産差押えの解説が進行中である。筆者は、平成 2 年 4 月から平成 6 年 3 月まで下関社会保険事務所徴収課に勤務して主に滞納処分を担当していた。この当時、全国の社会保険事務所では、本格的な搜索処分を行っておらず、また、差押処分も債権に限られていた時代であった。滞納者の倒産・行方不明ともなれば鍵屋を呼んででも搜索するという、積極的な搜索処分の実施、それに続いて動産差押え、更にはその公売を実施していった。下関が社会保険庁における「搜索」の嚆矢であった。

その一事例として、JR 下関駅前の飲食業者（スナック及び喫茶店経営）に対する滞納処分として、店舗（スナック）内のテーブル・椅子・グラス類・カラオケ装置一式をすべて差し押さえた。立ち会いをした事業主がこのスナックを売却する交渉をしたいと述べたこともあり、買取業者が現れたならばその時点で滞納者へ任意売却をさせること、又は公売処分とすることを想定し、差押財産はあえて搬出せずに保管命令としたのである。差し押さえを執行した後の店舗内を写真撮影し、差押調書謄本を交付する際には、事業主に対し、財産はすべて社会保険事務所の占有、管理化にあること、また、公示書を破棄するとうなりますよ（両手を縛られた仕草をして）と教示し、事業主もわかったとのことであった。

その後、1 か月も経過する頃、事態の進展はなく、改めて店舗内の確認をすると、なんと、公示書が 1 枚もないのである。事業主にどうしたことかと詰め寄ると、奥からバケツに入れた公示書を出してきた。店を買いたいという人物が現れ、スナックを見せてもらいたいと申し出により、公示書が貼られているところを見せるわけにいかないから、独断ではがしたというのである。

差押財産の保管に不安があることから、直ちに社会保険事務所の公用車を手配し、財産を搬出し、結局、公売処分としたものである。

滞納処分を執行していくといろんな事態が発生する。法令・判例を考察しながら又は経験に基づきその後の想定もすることが徴収職員の仕事というべきである。

2 動産の差押えの効力

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有した時にその効力を生ずる。したがって、占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書謄本の交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は生じない。

なお、徴収法第 60 条第 1 項《差し押さえた動産等の保管》の規定により滞納者又は第三者に差押財産を保管させたときは、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる（徴収法第 60 条第 2 項）（徴収法基本通達 56-21）。

3 差押えにおける占有の考察

民事執行法における動産の差押えは、執行官が動産を占有して行うところ、その性質上、二重に差押えすることはできないとされている（民事執行法第 125 条第 1 項）。

滞納処分の動産差押えは当該動産を占有することを前提としているため、同一財産に対する二重の占有を立法的措置なしに認めることはできず、参加差押えをすることになっている（徴収法第 86 条）。また、滞調法上においては、滞納処分と強制執行による二重差押えを認めているところ、徴収法上の動産の差押えは、徴収職員が動産を占有することを要し、強制執行による差押えが先行しているときは執行官が動産を占有しているため、「差押（通知）書及び交付要求書」を執行官へ交付する（注 1）ことにし、同時に交付要求を行うことにしているのである。

滞納処分と民事執行における差異を認識することは有意義であり、表 1 としてまとめておく。

【表 1】

区分	徴収法（滞納処分）	民事執行（強制執行）
執行機関	徴収職員（第 2 条第 11 号、第 56 条）。	執行官（第 123 条第 1 項）。
差押えの方法	徴収職員の占有（第 56 条）。	執行官の占有（第 123 条第 1 項）。
差押えの効力発生時期	徴収職員がその財産を占有した時に生ずる（56 条 2 項）。 滞納者又は第三者に保管させたと	執行官がその動産を占有した時に生ずる。債務者に差し押さえた動産を保管させたときは、封印その他の方

	きは、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる（第 60 条第 2 項）。	法で差押えの表示をしたときに生ずる（第 123 条第 3 項）（国税徴収法のように効力発生の明文規定なし）。債務者に差し押さえた動産を保管させる場合、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り効力を生じる（第 123 条第 3 項）。
搜索等	滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索できる（第 142 条第 1 項）。 搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。（第 142 条第 3 項）。 なお、一定の場合には第三者の物又は住居その他の場所を搜索することができる（第 142 条第 2 項）。	債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を搜索できる。必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分ができる（第 123 条第 2 項）。
執行妨害 又はその 対応	滞納処分の執行をするに当たり、徴収職員へ暴行又は脅迫を加えた者は、公務執行妨害となる（刑法第 95 条第 1 項）。	職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる（第 6 条第 1 項）。
第三者が 占有する 動産	滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない（第 58 条第 1 項）。	債権者又は第三者が占有する動産では、前記者が任意に動産を提出し又は差押えを承諾した場合に限って差押えできる（第 124 条）。
第三者が 占有する 動産の提 出を拒む 場合	引渡命令の制度あり（第 58 条第 2 項）。	動産の引渡請求権の差押えによる（第 163 条）。

保管	必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる(第 60 条第 1 項)。	相当であると認めるときは、債務者に差し押さえた動産を保管させることができる(第 123 条第 3 項)。
使用の許可	滞納者に差し押えた動産を保管させる場合において、保険料の徴収上支障がないと認めるときは、その使用又は収益を許可することができる(第 61 条第 1 項)。	債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めるときは、その使用を許可することができる(第 123 条第 4 項)。

(条数は徴収法又は民事執行法の条文)

(注 1) この場合、「差押(通知)書及び交付要求書」の副本 1 通及び返信用封筒(表書に記載し、郵便切手を貼付)を同封する。そして、「差押(通知)書及び交付要求書」を郵便により送達する場合には、封筒の表に「滞調法関係」と朱書し、配達証明郵便(郵便法第 62 条に規定する取扱いに係るものをいう)により送達する。

4 公法上の占有

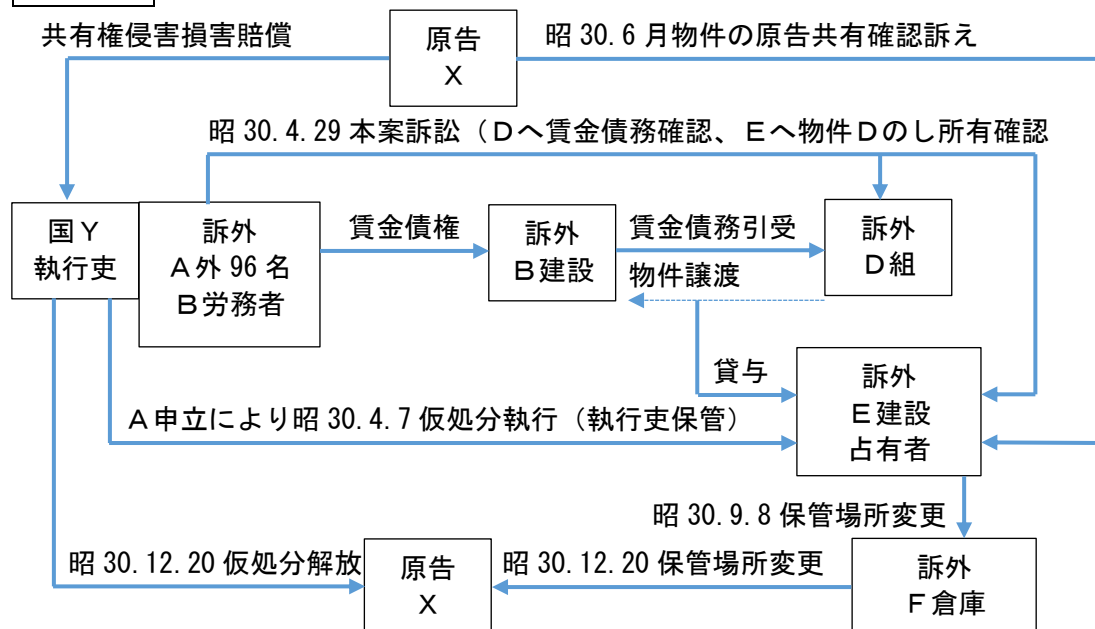
占有に関し、徴収法第 56 条第 1 項の「占有して行う」とは、徴収職員がその財産を差押えの意思をもって客観的な事実上の支配下に置き、滞納者の処分の可能性を排除することをいう。この場合の占有は、公法上(注 2)の占有であり、私法上の権利関係の効力には影響を及ぼさないとされている(徴収法基本通達 56-17)。そして、公法上の占有であるから、私法上の権利関係には影響を及ぼさないことになる。

後掲釧路地判帯広昭 35. 2. 15(下民集 11-2-347)は、物件を執行吏が仮執行により保管していたところ、後にその仮処分執行が取り消され、当該物件を何人かが持ち去ったか不明のまま亡失するに至ったもので、国に対して損害賠償を請求した事案である。「処分の執行により、執行吏は目的物件の占有を取得したわけであるが、これは公法上の占有であって、債務者の私法上の占有は結局存続したより債務者の私法上の占有を蔽っていた執行吏のもつ公法上の占有が消滅したこと、従って以後債務者は目的物件をその自由に処置できることを債務者に告知する意味において、執行解除を債務者に通知すれば足りるものと解すべきである」「執行解除となった目的物件を受け取るべき者が仮処分債務者であり、目的物件の占有が継続して債務者に存する以上、執行取消により債務者の私法上の占有を蔽っていた執行吏のもつ公法上の占有が消滅したこと、従って以後債務者は目的物件をその自由に処置できることを債務者に告知する意味において、執行解除を債務者に通知すれば足りるものと解すべき」と判示している。公法上の占有の意義として参考となる判例である。

《執行吏の目的物件占有は公法上の占有であり債務者の私法上の占有は存続する》

釧路地判帯広昭 35. 2. 15 (下民集 11-2-347)

事案の概要



一 B建設の労務者である訴外A外 96名の者が、弁護士大野米八を訴訟代理人として、昭和30年3月釧路地方裁判所帯広支部に、右A等はB建設に対し労務賃金債権を有すること、別紙目録記載の物件を含む17点の物件は、B建設の糠平出張所長CにおいてD組より譲渡を受け、その所有に属しているにも拘わらず、右B建設及びCはD組に対して右物件の引渡しを請求しないことを主張し、右両名に代位して右物件の引渡請求権保全のためと称し、右物件をD組より貸与を受け現実に使用し占有しているE建設を債務者として仮処分を申請し(昭和30年(ヨ)第4号)、同裁判所は同年4月4日右申請を許容し、「前記物件につき債務者E建設の占有を解き、債権者等の委任する釧路地方裁判所執行吏の保管を命ずる。執行吏は現状を変更しないことを条件として債務者にその使用を許す。債務者はこの占有を他人に移転し、または占有名義を変更してはならない。」という趣旨の仮処分判決をした。債権者等から右判決の執行の委任を受けた釧路地方裁判所執行吏高村伝は、同月7日前示物件の所在地である河東郡上士幌町字糠平士幌線鉄道付替工事現場E建設作業所に臨み、その執行をなした。同執行吏は同年10月31日退職し、同日高村辰雄が釧路地方裁判所執行吏に任命され、右執行事務をも承継した。右仮処分物件は、執行吏高村伝在任中の同年9月8日債権者等の代理人大野米八の申請に基づき、その保管場所を同郡上士幌町市街F商店倉庫に変更された。更に同年12月20日右大野の復代理人三原幸信から執行吏に対し、その保管場所を同町東三線235番地に変更した旨の届出とともに、仮処分債権者と債務者との間に示談が成立したという理由による仮処分解放の申請が提出され、同執行吏はこれ

により、即日右仮処分執行を取り消し、その旨の通知を債務者 E 建設に発し、かつ翌日仮処分物件の所在場所に臨み、三原幸信立会の下に、物件の点検をした。以上の事実は、当事者間に争いが無い。

〈証拠〉〈証言〉及び原告 X 尋問の結果を総合すると、次のような事実が認められる。

前示 A 外 96 名の者は、弁護士大野米八を訴訟代理人とし、前示仮処分の本案訴訟として、昭和 30 年 4 月 29 日釧路地方裁判所帯広支部に訴を提起した（昭和 30 年（ワ）第 62 号）。この訴は、D 組に対して、D 組が B 建設の A 等に対する賃金債務を引受けたことを理由として、その債務の存在確認及びその支払を求め、E 建設に対しては、仮処分物件が D 組の所有であることの確認を求める、というにあった。原告等は右訴訟の係属を知って、同年 6 月右 A 等及び D 組に対し、右物件中別紙目録記載の物件が原告等の共有であることの確認を、E 建設に対し、その引渡をそれぞれ求める申立をもって、右訴訟に参加した（昭和 30 年（ワ）第 82 号）。その後昭和 31 年 3、4 月頃に至って、原告等は、右仮処分物件が亡失しているとのことを聞知し、執行吏高村辰雄にその真否につき照会したが、同執行吏からは明確な回答が得られず、自ら X において現場に赴き調査した。その結果別紙目録記載の物件は所在せず、その行方は不明であった。そこで、原告等は右参加訴訟中、E 建設に対する物件の引渡を求める申立を取り下げた。しかして、前示訴訟の結果、昭和 32 年 5 月 10 日原告等 3 名と前記 A 等 97 名との間において、別紙目録記載の物件（但し（八）を除く）が原告等の共有に属することを確認する、との判決があり、右判決は同月中に確定した。

以上の事実を認めることができる。なお右認定中、原告 X から執行吏に対し、仮処分物件の存否を照会したとの点につき、これに反する証人高村辰雄の供述部分は、原告 X 本人の供述に照らし措信しがたく、他に右認定に反する証拠はない。

二 ところで、国家機関として裁判の執行という職務を課せられている執行吏が、債権者の委任に基づき各種の執行処分を実施するに当たっては、その委任の趣旨に従い、確実かつ迅速に債権者の権利の確保及び実現を図るべく努めなければならないとともに、その際債務者及び一般第三者に対し、不法不当の不利益を与えることのないよう、適法にかつ合目的的に処置をとるべき義務があることは自明のことといわなければならない。この理は、既になされた執行処分を取り消すにあたっても異なることはない。ただ、右にいう合目的性の判断においても、厳格な法規の枠に拘束されており、法は、執行吏に広汎な裁量権を与えることは、寧ろ執行の公正をゆがめるおそれがあるとしていることもまた明らかである。更に執行又はその取消にあたり、実体的権利関係の如何につき判断を要する場合においては、執行吏は委任にあたって提出された執行力ある正本、対象となった物件の性質、状態及びそのおかれている位置等物件自体に対する観察を主たる資料として、これをなすべきであり、これを超えて、自ら諸般の資料を蒐集し、実体的真実の探求をなすことは許されない。

執行吏が有体動産に対する仮処分執行を解除する場合において、目的物件を債務者その他その物を受け取る権利を有する者に交付しなければならないことは、執行吏執行等手続規則の定めるところである（60 条、59 条、48 条 2 項）が、この場合にも、執行吏として原

則として仮処分、仮処分取消又は仮処分執行取消の裁判により、その物件を受け取るべき権利者を判断すべきであり、またそれで足りるのであって、右資料により判断されるべき権利者以外に、真実の権利者があるか否かを調査探求すべき義務を課しているものと解することはできない。寧ろ、執行吏が仮処分執行の実施過程において、たまたま仮処分の裁判等に示されている者以外に真実の権利者があることを知ったとしても、それが関係人全員の一致した陳述により明白であり、かつ執行解放に際し関係人一同の要請があるような場合は格別、執行吏の単なる主観的な確信に基づく権利者にその物件を引渡すことは許されないものといわなければならない。もつとも、かような場合において、執行吏が真実の権利者と信ずる者に、執行が解除されることを伝え、その者に善処の機会を与えることは、時によっては許されるであろうし、またそれが親切な態度であるといえることもあるであろう。しかし、それはあくまでも私的な立場での親切心の表現であって、かような措置に出ないことをもって、違法若しくは不当とすることはできない。

三 本件においては、前示のとおり、仮処分債権者 A 等は B 建設に対する賃金債権者であり、債務者は仮処分物件を D 組から貸与を受けて使用している E 建設であり、D 組は仮処分債務者として登場していない。しかも債権者は仮処分物件が B 建設の糠平出張所長 C の所有に属するとして、同人に代位してその物の引渡請求権を主張しているのである。しかして、本案訴訟及び参加訴訟は、A 等は右物件が D 組の所有であると主張し、原告等はその内別紙目録記載の物件を自己の共有であると主張して提起されたものであるが、結局判決により原告等と A 等との間において、原告等の共有権が確認されている。なお、前示甲第二号証によれば、右訴訟において、A 等も結局また別紙目録記載の物件が原告等の共有に帰した事実を認めるに至っており、原告等と D 組との間においては、D 組が右物件が原告等の共有に属することを争っていない、という理由で、訴は利益を欠くものとして却下されていることが認められる。

このことからみると、本件仮処分の執行当時においてはともかくとして、少なくとも本案訴訟の段階に至ってからは、別紙目録記載の物件に関する限り、訴訟当事者全ての間で、それが原告等の共有に属することに争いはなかったといえる。また仮処分申請当初から、仮処分債権者及び債務者はいずれも右物件につき所有権を主張するものではなく、仮処分債権者は本案訴訟の段階で、右物件が B 建設若しくはその糠平出張所長 C の所有ではなく、原告等の共有に属することを認めるに至っては、右物件に対し何らの利害関係をもたない立場におかれたことになるし、仮処分債務者も D 組から貸与を受け工事に使用している限りで右物件の帰趨に関心があるだけで、工事に使用する必要がなくなれば、実質的利害関係のない地位にあるものといえることができる。しかも、証人大野米八の証言によれば、昭和 30 年 5 月頃には、E 建設は右物件の使用を必要とする工事は終了していたことが認められる。従って、本件仮処分執行が解除された当時においては、仮処分債権者、債務者いずれも、右物件につき実質的な利害関係に由来する関心をもっていなかったことが推認できないわけではない。

かような事態を、本件物件亡失後において、原告の立場に立って考察すれば、執行吏高村辰雄が、仮処分債権者等の代理人三原幸信の申請により仮処分執行を解除するに際し、仮処分債務者E建設にその旨通知したのみで、本案訴訟の動向を調査せず、原告等を含めた本案訴訟の関係者に何らの連絡をとることなく、仮処分物件を解放したことは、いかにも不親切であったとの非難を加えたい気持ちをもつに至ったことを理解することができないわけではない。

しかしながら、本件訴訟に現はれた全証拠によるも、仮処分執行からその解除に至る間に、執行吏に対し関係者から本案訴訟の内容及びその動向等につき通知し若しくは報告する等の処置がとられたことは認められないし、同執行吏が右の点を了知していたという事実も認め難い。しかも、仮処分判決によれば、従前から目的物件を占有し、右判決によってその使用を許されているのは、仮処分債務者であることが明白であり、仮処分解放申請書によっても、目的物件を受け取る権利のある者が債務者以外にあることを示唆するものはないのである。然りとすれば、同執行吏に仮処分執行解放にあたって右のごとき措置をとるべきことを要求することは、不能を強いるものといわなければならない。(なお、執行吏が積極的に右の点を調査探求すべき義務のないことは前示のとおりである。)仮りに、同執行吏が、たまたま本件物件に関する原告等の主張その他本案訴訟の関係等を知っていたとすれば、本件仮処分当事者が本件物件に関し、前示のような関係に立つことは容易に判断できることであり、従って、少くとも本案訴訟の関係者に仮処分執行を解除する旨連絡をとることは親切的な処置として許容されるところである、とはいえるとしても、かような措置に出でなかったことをもって、違法若しくは不当な処分である、とすることができないことも前示したとおりである。従って、同執行吏が仮処分の目的物件を受け取る権利を有する者を仮処分債務者であると判断したことは相当である、としなければならない。

四 原告等訴訟代理人は、執行吏高村辰雄は本件仮処分の執行解除にあたり、目的物件を何人にも交付せずに放置したものである、と主張し、被告指定代理人は、右執行吏は執行吏の代理占有者として、物件を占有している仮処分債務者に執行解除の通知をしており、これは所謂簡易の引渡にあたるから、債務者に交付したものである、と主張するので、この点について判断する。

本件仮処分は、目的物件に対する債務者の占有を奪い、執行吏の保管に移し、現状を変更しないこと条件として、債務者にその使用を許している、のである。従って、右仮処分の執行により、執行吏は目的物件の占有を取得したわけであるが、これは公法上の占有であって、債務者の私法上の占有は結局存続したのである。その後昭和 30 年 9 月債権者等の申請により、物件の保管場所が変更していることは前示のとおりであり、その際仮処分債務者の承認を求めているか否かは、本件に現はれた全証拠によるも認め難いのであるが、債務者からは右処分につき何らの異議も提出されていないことが窺はれるし、証人大野米八の証言によれば、物件を執行時における所在場所から移転する時には、債務者E建設の管理人の了承を受けていることが認められないわけではなく、これらの事情からみて、右物件の保管場所の

変更につき、E建設は黙示の承認を与えたと推定するのが相当である。然りとすれば、本件物件に対する債務者の占有は、右物件の所在場所の変更によって消滅したとみることはできない。他に執行解除に至るまでの間において、仮処分債務者が、目的物件をその貸与者であるD組に返還し、若しくはその他その占有を喪失する所為に出たことを窺わせるような事実は、本件全証拠によるも認めがたい。

このように、執行解除となった目的物件を受け取るべき者が仮処分債務者であり、目的物件の占有が継続して債務者に存する以上、債務者が解放された目的物件を、執行吏の力を借りることなしには自由に取扱うことができない等の特段の事情がない限り、執行吏は執行処分の取消にあたり、改めて目的物件を債務者に引渡すという意味での交付を要するものではなく、執行取消により債務者の私法上の占有を蔽っていた執行吏のもつ公法上の占有が消滅したこと、従って以後債務者は目的物件をその自由に処置できることを債務者に告知する意味において、執行解除を債務者に通知すれば足りるものと解すべきである。従って、本件において執行吏高村辰雄が、仮処分執行を解除するとともに、その旨の通知を直ちに債務者E建設に対してしたことは相当であって、このことをもって目的物件を何人にも交付することなく放置したということとはできない。

なお、執行吏高村伝及び同高村辰雄は、前示のとおり本件仮処分物件の保管場所を債権者の申請により移転し又は債権者のした移転を承認しており、このことは債務者の使用を許されている仮処分物件に対する措置として、必ずしも当を得たものということができないのであるが、前認定のとおり、債務者において黙示の承認を与えていたとすれば、この点も違法、不当の処分となすことができない。

五 なお、証人大野米八の証言によれば、本件仮処分執行の解除される前において、仮処分債権者等の代理人大野米八と本件原告等の代理人河俣良介等との間において、仮処分物件の処分に関し、何らかの話合がなされていたにも拘わらず、その話合の趣旨に反して仮処分債権者等の一部の者が、仮処分執行解除の申請をしたごとき事情が窺知されないわけではない。そしてかような事情が執行吏に判明していたことを認めさせるような証拠は一も存しないのであるから、本件仮処分の執行が解除されたことは、主として仮処分債権者の側の責任に帰せられるべきであろう。

一方、仮処分債務者であるE建設は、前認定のとおり執行解除当時既に目的物件の使用を必要としない状態にあったわけであるが、それにしても目的物件はD組から貸与を受けたものであり、仮処分により自己の使用を許され、占有を継続してきたものである以上、仮処分執行が解除されたときは、直ちにD組に返還の処置をとるか、若しくはD組のために善良な管理者の注意義務をもって保管の責に任ずべきであったといわなければならない。

更に本件原告等としても、本件物件が原告等の共有に属すると主張し、本案訴訟に参加したのであり、右物件につき本件仮処分のなされていることは知っていたと認められるが、既に他から仮処分がなされていても、右仮処分が前示のとおり、目的物件につき所有権を主張する者を当事者としていないのであるから、何時いかなる事情から仮処分執行が解除され

るか予測を許さないことも十分認識できた筈であるというべく、右物件の存在を確保するためには自ら進んで適切な保全処分を求める等万全の措置をとるべきであったのではないか、とも考えられないわけではない。

これらの点を考慮すれば、原告等が本件物件の亡失するに至った結果につき、その責を執行吏に帰せんとする主張は、少くとも失当といわなければならない。

六 以上によれば、当事者の主張するその他の点につき判断するまでもなく、原告等の本訴請求は理由がないものとして棄却すべきであるから、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第 89 条、第 93 条第 1 項本文を適用して、主文のとおりに判決をする。

目録

一	ミキサー20 馬力モーター付 (21 サイ)	1 個
二	同 10 馬力モーター付 (八サイ)	1 個
三	ウインチ 30 馬力モーター付	1 組
四	同 15 馬力モーター付	1 組
五	クラツシャー20 馬力	1 組
六	同 15 馬力	1 組
七	3 気筒プランヂャーポンプ	1 組
八	40 馬力コンプレツサーモーター付	1 組

(注 2) 公法とは、国対国民の関係を規律した法律であり、これに対して私法とは、国と国民の関係を規律した法律である。

5 差押調書の作成と差押調書謄本の交付

差押調書の作成は、すべての財産を差し押さえした場合に共通の手続きであり、差押調書謄本を滞納者に交付する必要がある。

債権差押えにおいて、差押調書謄本の交付の有無が争われた事案がある(後掲東京地判平 28. 2. 16 判時 2320-27)。「滞納者に対して差押えの後に差押調書謄本を交付することとした趣旨は、差押えの事績を記録・証明するために作成された差押調書を滞納者に対して交付することにより、差押えのあった事実及びその原因を滞納者に知らしめるところにあるというべきである」との判示は、動産差押えにおいてもあてはまる。

この事案では、滞納処分庁(年金事務所)の管理票において、差押通知書謄本を誰に対して何処宛てに発送したのか不分明であるなど、管理票の記載内容の信用性について、疑義が生じてやむを得ないから(信用できないと同義)、原告の現住所宛てに差押調書謄本を普通郵便で発送したと認めることはできない判示されており、裁判所から管理不十分として認定されることは極めて不適切である。

なお、差押調書処分の違法事由とはならないが、配当処分の違法事由となるから、配当処分は違法であるとされている。債権差押えの効力は債権差押通知書を第三債務者へ送

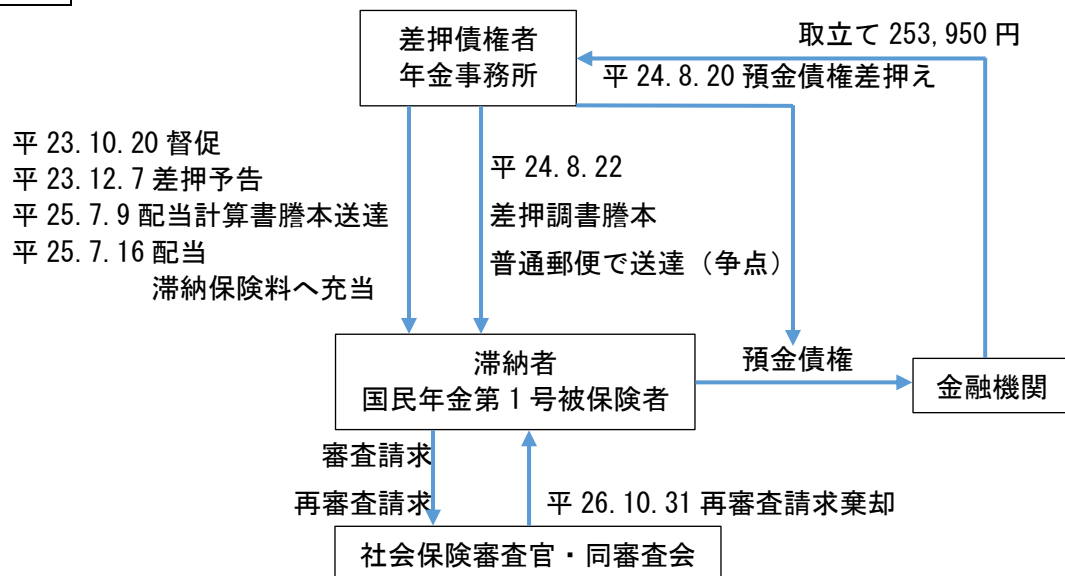
達することで生じ、取立権が生じることからすれば、前記結論には疑問があるところ、控訴はされていない。

いずれにせよ、徴収法は手続法であり、手続きの適正な執行と同時にそれが的確に管理されていることが重要であることを教訓とすべき判例である。他山の石としたい。

《差押調書謄本の未送達は配当処分の違法事由となる》

東京地判平 28. 2. 16 (判時 2320-27)

事案の概要



第三 当裁判所の判断

一 差押調書謄本の交付を欠くことが差押処分の違法事由となるか否かについて

(1) 差押調書謄本の交付の趣旨等について

国税徴収法 62 条 1 項及び 3 項は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、その送達の時に差押えの効力が生ずるものと定めている一方、同法 54 条 2 号及び同法施行令 21 条 1 項は、徴収職員は、滞納者の債権を差し押さえたときは、差押えに係る国税や差押債権を特定する事項等の記載された差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないと定めており、差押調書謄本の交付に係る手続を差押えの後に行う事後的なものとしている。

このように、法が滞納者に対して差押えの後に差押調書謄本を交付することとした趣旨は、差押えの事績を記録・証明するために作成された差押調書を滞納者に対して交付することにより、差押えのあった事実及びその原因を滞納者に知らしめるところにあるというべきである。

滞納者は、差押えのあった事実及びその原因を差押調書謄本によって知るものであり、滞納者において当該調書の記載から差押えの適法性に疑問を持ったときには、差押えについて

不服申立てを行うことができるものである。また、租税債権の存在を争わない場合であっても、弁済禁止効等の差押えそのものによる不利益のほか、後続する取立てや配当処分を免れるべく、任意に納付すること等により国税の全額を消滅させて徴収職員をして差押えを解除させる（国税徴収法 79 条 1 項 1 号）といった手段をとることが可能となるものである。このように差押調書謄本の交付は、滞納者の権利を保護するための重要な手続ということができる。

なお、上記の理は、日本年金機構が国民年金に係る保険料等について国税滞納処分の例によって処分を行う場合においても同様である。

(2) 差押処分及び配当処分の違法事由となるかについて

ア 上記(1)のとおり、差押調書謄本の交付は、差押処分の効力発生要件としては規定されず、差押処分を行うために経ることを要する手続とはされていない上、差押処分後の事情となるにとどまるのであるから、その瑕疵は、差押処分の違法事由とはならないものと解するのが相当である。

イ 一方、上記(1)のとおり、差押調書謄本の交付は、差押えのあった事実を滞納者に知らしめ、差押えに対する不服申立ての機会を与えるなどの重要な意義を有しているのであり、その交付がされないまま、後続処分である配当処分がされた場合には、法令上求められる事前手続を欠いたまま配当処分が行われたこととなるから、配当処分の違法事由となるものと解するのが相当である。

なお、上記瑕疵は、配当処分の手続上の瑕疵となるものであるが、上記の差押調書謄本の交付の趣旨差押調書謄本の・意義に鑑み、取り消し得べき瑕疵となるものと解する。

二 差押調書謄本の交付の有無について

(1) 国税通則法の規定の趣旨等について

国税通則法 12 条 1 項は、普通郵便等によって国税に関する法律の規定に基づいて行政機関の職員等が書類を発送した場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送年月日を確認するに足る記録（発送記録）を作成して置かなければならないと定めている。

これらの規定は、次のような趣旨に基づくものであると解される。すなわち、国税徴収法を含む国税に関する法律の規定に基づいて行政機関の職員等が書類を発する場合には、多数の納税者等に対してそれぞれ多数の書類を送達することを要し、逐一交付送達によったり、その引受日及び送達日の記録を確保するため書留郵便等によって送達したりすることとなれば、事務が繁雑となり、費用も膨大なものとなってしまう。そこで、簡易な手法で書類の送達を行うことができるよう、普通郵便等によって書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定するものとして、書留郵便等による引受日及び送達日の記録の確保の負担を要しないものとする一方、かかる推定の前提となる書類の発送の事実を証するため、当該行政機関において発送記録を作成して備え置くものとしたものと解される。

そして、殊に差押調書謄本のように納税者等に不利益処分を課すための書類の送達については、本来当該行政処分庁の属する行政機関において立証責任を負うにもかかわらず、その事務的・財政的負担の軽減のために普通郵便等によった場合の送達の推定を認め、送達に係る立証上の負担を納税者等の側に負わせているのであるから、推定の前提となる書類の発送の事実を証する発送記録の作成・備置は確実に行われることを要し、これを欠く場合に、他の証拠により書類の発送の事実を証明して上記推定を適用することには慎重な検討を要するものというべきである。

また、上記推定の適用の可否を措いたとしても、法令上当然に作成されるべき発送記録が作成されておらず、又は適切に記録されていないことは、書類の発送の事実の存在を否定する事情となり得るものとみるべきである。

以上を前提に、以下、本件徴収職員が平成 24 年 8 月 22 日付けで原告の現住所宛てに本件差押調書謄本を普通郵便で発送した事実が認められるかを検討する。

(2) 本件差押調書謄本の発送の事実の有無について

ア 「督励事蹟管理票」の記載について

(ア) 被告は、「督励事蹟管理票」（以下「本件管理票」という。）が基本的には発送記録に該当すると主張する。

(イ) そこで検討するに、本件管理票は、原告について、平成 22 年 12 月 13 日の「最終催告状」送付から平成 25 年 7 月 16 日の充当手続に至るまでの一連の滞納処分及び事実上の連絡事項（督励事蹟）について、本件事務所の職員が処分や連絡の都度経時的に記入する内容の文書である。本件管理票の冒頭にある「氏名」欄には原告の氏名が記載され、「住所/電話」欄には原告の旧住所が、「変更後の住所」欄には原告の現住所が記載されている。

平成 24 年 8 月 17 日の「督励事蹟」欄には、「債権差押通知書送付東京三菱 UFJ/新小岩」と記載され、その直上の同月 2 日の「督励事蹟」欄の記載との中間に、「→8/22 差押通知書謄本あて所尋ね当たらず返送 普通郵便にて送達」と読める記載が挿入されている（なお、当該記載内容の一部は判読し難く、「通知書」と明確に読めるわけではない。）また、平成 24 年 8 月 17 日の「督励事蹟」欄の直下には、同月 27 日の督励事蹟が記載されている。

(ウ) 以上見たところによれば、本件管理票には、国税徴収法（編注：国税通則法の誤記）12 条 3 項の規定により発送記録への記載が求められる①書類の名称、②その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び③発送の年月日のうち、①書類の名称、については不正確に記載され、②送達を受けるべき者の氏名及び宛先については、本件管理票冒頭には氏名及び住所の記載があるものの、「督励事蹟」欄には記載がないため、「差押通知書謄本」を誰に対して何処宛てに発送したのか不分明であり、③発送の年月日については「8/22」とあるのが当初送付したものの返送日のみを指すのか、その後の普通郵便での発送がされた日までを指すのか不分明である。

したがって、本件管理票をもって本件徴収職員が平成 24 年 8 月 22 日付けで原告の現住所宛てに本件差押調書謄本を普通郵便で発送した事実」に係る発送記録と認めるに足る形

式を備えているということとはできない。

(エ) 加えて、以下述べるとおり、本件管理票の記載のうち、平成 24 年 8 月 22 日の督励事蹟に係る記載内容の信用性については、疑義が生じてもやむを得ないものというべきである。

すなわち、本件管理票においては、督励事蹟について、処分や連絡の都度経時的に記入されていくものであるから、平成 24 年 8 月 22 日の時点で、同月 17 日の「督励事蹟」欄の直下の「督励事蹟」欄は空欄となっているはずである。したがって、同月 22 日の督励事蹟についてはこの欄に記入すればよいにもかかわらず、上記(イ)のとおり、同月 22 日分のものに限っては、同月 17 日の「督励事蹟」欄の上方に挿入する形で記載され、その後の「督励事蹟」欄には同月 27 日のものから順に督励事蹟が記載されている。本件管理票の他の欄には同月 22 日の督励事蹟のような挿入的な記載は一切見当たらず、配当計算書謄本のほか、来所通知書や差押予告通知書のような事実上の書類でさえ、「督励事蹟」欄に経時的かつ個別に記載されているものである。

以上のように、同月 22 日の督励事蹟についての書き込みが不自然な体裁のものとなっていることは、それが後日記載を加えたものであるという疑いを生じさせ、その記載内容の簡素さ・不正確さと相まって、その信用性に疑義を生じさせるものと言わざるを得ない。

イ その余の事情について

被告は、本件徴収職員は、①平成 24 年 8 月 20 日付けで誤って原告の旧住所に宛てて本件差押調書謄本を簡易書留で発送したが、同月 22 日付けで返戻されたため、②同日、原告の現住所に宛てて改めて本件差押調書謄本を普通郵便で再送付したところ、その郵便物はその後返戻されていないと主張する。

しかしながら、①原告は平成 23 年 7 月 18 日に旧住所から現住所に転居しているところ、平成 23 年 8 月 5 日付け来所通知書、同年 10 月 20 日付け督促状、平成 25 年 7 月 9 日付け配当計算書謄本、同月 16 日付け充当通知書その他 3 通の郵便物についてはいずれも現住所に送達されているほか、返戻されたという簡易書留も提出されておらず、当初誤って旧住所に発送した事実を裏付ける証拠としては、上記記載内容の信用性に疑義のある本件管理票しか存しない。

また、②普通郵便によって本件差押調書謄本を再送付した理由として、被告は、再度簡易書留で送付した場合には、受取人不在等の理由で滞納者への到達が更に遅延することを危惧したためと考えられると主張するが、差押調書謄本は重要な書面であり、本件の経緯からみても通常であれば簡易書留が用いられるものと思われることに加え、その交付期限が具体的に定められているわけではないこと、現住所に送付した場合に受取人不在等の理由で返戻されるおそれを具体的に示す事情も見当たらないことなどからすれば、上記主張に係る理由は直ちに首肯できるものとはいえない。そして、現住所に再送付した事実を裏付ける証拠としては、やはり、上記記載内容の信用性に疑義のある本件管理票しか存しないし、この普通郵便が返戻されていないとの主張には特段の裏付けもないものである。

一方で、配当計算書謄本及び充当通知書が原告に送達された直後である平成 25 年 7 月 29 日に至って、原告関係者が被告に対し本件滞納保険料等相当額の全額を提供するに至ったことは、原告に本件差押調書謄本が交付されておらず、配当計算書謄本等の送達に至るまで、原告が平成 24 年 8 月 20 日に差押えがされた事実を認識していなかったことをうかがわせる一つの事情といい得るものである。

以上に見たところからすれば、被告の上記主張は的確な証拠による裏付けを欠くから採用できず、本件徴収職員が平成 24 年 8 月 22 日付けで原告の現住所宛てに本件差押調書謄本を普通郵便で発送したと認めることはできない。

(3) 小括

以上のとおり、本件差押調書謄本の発送の事実を認めることはできないから、国税徴収法（編注：国税通則法の誤り）12 条 2 項所定の推定の前提を欠くことはもちろん、本件徴収職員が原告に対して本件差押調書謄本を交付したと認めることはできない。前記一のとおり、このことは本件差押処分の違法事由とはならないが、本件配当処分の違法事由となるから、本件配当処分は違法である。

第四 結論

よって、原告の請求のうち、本件配当処分の取消しを求める部分については理由があるからこれを認容することとし、その余の請求については理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

6 未完成の手形等

この項目では、最初に滞納処分手続きの結論を述べ、次項以下においてその論拠を解説することにする。

未完成の手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものを差し押さえた場合は、直ちに滞納者に対し、当該未完成の手形等に記載すべき事項を補充させるものとする（執行規則第 103 条第 2 項参照）（徴収法基本通達 56-19）。

滞納者に補充権を行使するよう求め、滞納者が白地補充に応じない場合、白地のままで買い受けた買受人は白地補充権を取得すると解され、また、差押債権者が白地補充権を代位行使して補充できると解することができる（徴収法基本通達逐条解説 56-19）。

7 手形の不思議な世界（手形法と手形勘定規定）

手形とは、実に面白くて不思議な世界が広がっている。例えば、便箋を使って最低限の記載事項である手形要件（次項参照）を充たせば手形となる（支払場所は振出人住所地とするなど）。ところが、そのような手形は流通しないのである。何故ならば、各金融機関では、手形勘定規定（手形用法）を定めており、「①当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してく

ださい。②取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。③前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。④手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します」(みずほ銀行の例)、所定の用紙でなければ金融機関が取扱ってくれない。

このように法的には有効な手形、しかし、實際上機能しないという不思議な存在である。實際上機能しないからといって無意味ではなく、前記のように便箋を使って支払場所を振出地とした手形を振り出し、振出人が支払いをしなかった場合は、受取人は手形訴訟(注 3)によって支払いを求めることができことになる。

(注 3) 手形法訴訟は、簡易迅速な処理とするため、証拠調べは書証(手形)のみとされている。そのため、通常訴訟とは異なり、1 回の口頭弁論によって終結し、手形所持人が勝訴するといつてよく、その判決には仮執行宣言が付される。

8 白地手形と補充権

未完成の手形とは、白地手形^{しらじ}のことである。手形は厳格な要式証券であり(小切手も同じ)、その要件である事項は大部分が手形上の権利の内容または義務者を確定するため絶対に必要な事項であり、その必要的記載事項を欠いたものは手形として効力を有しない。手形要件とは、手形文句、手形金額、支払委託(約束)文句、支払人、満期、支払地、受取人、振出日、振出地、振出人の署名(手形法第 1 条、第 75 条)(注 4)となっている(図 1)。

「手形要件として法定された事項の記載を欠く証券は、特別の規定によって救済される場合以外には、手形としての効力を有しない。ところが、原因関係上の債務の額や弁済期が不明である場合などには、商習慣上、手形行為者となろうとする者が、後日その取得者に手形要件の全部又は一部を補充させる意思で、ことさらに手形要件の全部又は一部を記載しないで紙片に署名して交付することがある。この場合の紙片を、白地手形という(弥永真夫：リーガルマインド手形法・小切手法[第 2 版補訂]-242)。

何故、白地手形が存在するかについてもう少し記述すると、商品を購入したところ、その代金や支払期日が決まらないままに手形を振り出しする必要に迫られること、又は安易に補充させることによって振り出しをするとの取引慣行から白地手形が實際上生まれてきたのである。白地箇所(注 5)が補充されるまでは、白地手形であるから、そのままでは効力を有しない。しかし、欠けていた箇所を所持人が補充すれば完全な手形となるのである。手形法第 10 条では、未完成で振り出した手形に合意とは異なる補充をなした場合は、所持人が悪意又は重過失によって手形を取得したものでない限り、所持人に対抗することはできないとの規定を置いている。白地手形の存在を前提として補充権を認めている。

ただし、白地手形の振り出しは、危険な行為といえ（後掲最二判昭 31. 7. 20 民集 10-8-1022 参照）、100 万円と補充すべきところ、200 万円として補充がされ第三者へ譲渡されると、振出人は善意無過失の譲受人に不当補充を主張できないことになる。手形とは、たちまち金銭がなくても取引ができ、また、金融取引もできる便利な機能を有するが、反面、危険と隣り合わせの存在でもある。手形の法的な知識を有さないままに安易に流通させるから、ややこしい事件が発生することにもなる。

前項の解説に戻ると、一般的に補充権は、白地手形の作成者によって相手方へ与えられると解されていることから、まずは所持人である滞納者に対して補充権を行使するよう求め、滞納者がそれを行行使しないときは、差押債権者として白地補充権を代位行使して補充することになるのである。

また、前記のとおり手形所持人は補充権を有することから、例えば、滞納者へ納付督促に赴いたところ、白地手形を所持しているときは、滞納者へこれを補充させて（金額を記載する等）納付受託として受けることができることになる。

【図 1】約束手形の例

NO		約束手形		NO A A 4 4 9 2 3 1	
受取人	手形文句	手形金額	満期日	東京 1301	
収入 印紙	金額	殿	支払期日 平成〇年〇月〇日	支払地 東京都千代田区	
			支払場所 株式会社 千葉京葉銀行霞支店	支払地	
振出日	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします		支払約束文句		
平成〇年〇月〇	振出地 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2		振出地		
	住所 株式会社 霞商事				
	振出人 代表取締役 保険 二郎 印		振出人署名		
(全銀協の記号)					

手形法（昭和 7 年 7 月 15 日法律 20 号）

第 1 条 為替手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル為替手形ナルコトヲ示ス文字
- 二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託
- 三 支払ヲ為スベキ者（支払人）ノ名称
- 四 満期ノ表示
- 五 支払ヲ為スベキ地ノ表示
- 六 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称
- 七 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
- 八 手形ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

第 10 条 未完成ニテ振出シタル為替手形ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ 但シ所持人ガ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ為替手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

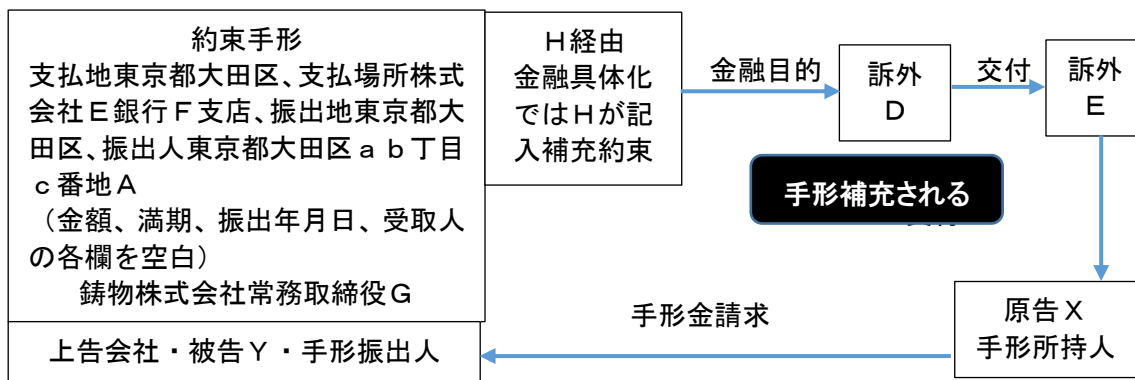
第 75 条 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字
- 二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル約束
- 三 満期ノ表示
- 四 支払ヲ為スベキ地ノ表示
- 五 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称
- 六 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
- 七 手形ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

《手形所持人が悪意又は重過失でない限り補充権を有する》

最二判昭 31. 7. 20（民集 10-8-1022）

事案の概要



上告代理人鍛冶利一の上告理由第一、二点、同阿保浅次郎、同金子東一の上告理由第一、

二点について。

原判決の確定するところによれば、上告会社は昭和 24 年 12 月金融依頼の目的をもって、訴外 D に対し、約束手形用紙<証拠>に支払地東京都大田区、支払場所株式会社 E 銀行 F 支店、振出地東京都大田区と記載した上、振出人東京都大田区 a b 丁目 c 番地 A 鋳物株式会社常務取締役 G（常務取締役 G に手形振出の権限あることについては上告会社は明らかに争わない）と記名捺印し、会社印を押印し、金額、満期、振出年月日、受取人の各欄を空白にしたまま、これを当時上告会社の経理部長で監査役であった H の手を経て交付し、その際もし金融する人が具体的に決ったときは、右空欄の部分は H において記入補充し且手形金額の下には必ず同人の印類を押捺することを約したというのである。

右の場合、手形の交付を受ける手形振出の相手方その他の他人に対して、手形の白地要件の補充権を与えたものでない点において、通常の白地手形の振出とは異なること論旨指摘のとおりであるけれども（かかる手形の振出をも、白地手形の振出を以て呼称することの当否はしばらく措き）振出人たる上告会社においては、他日約旨に従って手形要件の補充された場合にその文言に従って振出人として手形上の責任を負担する意思をもって本件手形に記名捺印したものであることは明らかであり、又、本件手形が金融依頼の目的をもって D に交付されたことは、前示のとおりであって、本件手形は振出人の意思にもとずいて流通におかれたものと解すべきであるから、振出人たる上告会社は、たとえ、手形の白地要件が上告会社と D との約旨に反し、手形転々の途上において右約旨と異なる補充がせられたとしても、手形の所持人が悪意又は重大な過失で手形を取得したものでない限り、その違約の故を以て所持人に対抗することのできないことは、手形法 77 条 2 項 10 条の法意に照し、明らかであるとしなければならない。

本件において、その後、本件手形の白地要件が前示上告会社と D との約旨に反して補充せられたことは原判決の認定するところであるけれども、被上告人がその手形取得にあたり、この点について悪意若しくは重大なる過失のあったことは原審において上告人の立証しないところであるから、上告人はその抗弁をもつて被上告人に対抗することを得ず、上告人は手形要件の補充された本件手形の文言に従ってその責任を負担すべき義務あるものとした原判決の判断は正当であるといわなければならない。

又、本件手形が受取人空欄のまま振出された事実の認定せられる以上、手形上の権利は手形の引渡のみによって移転せられるものと解すべきは勿論である。

その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和 25 年 5 月 4 日法律 138 号）1 号乃至 3 号のいずれにも該当せず、同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よって、民訴 401 条、95 条、89 条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（注 4） 手形法は、為替手形が基本形であり、約束手形は為替手形を準用する形で規定されている。

- (注 5) 金融機関作成の用紙によって振り出されることから、手形文句、支払約束文句、支払地、振出地が白地ということはなく、また、振出人の署名は補充のしようがないことから、手形金額、満期日、振出日が白地となるのである。

9 有価証券の保管

国税庁においては、差し押さえた有価証券（物品の給付を目的とする権利を表彰する船荷証券、倉庫証券及び貨物引換証等を除く。）は、政府保管有価証券取扱規程第 2 条《政府保管有価証券の寄託》の規定により、原則として日本銀行に寄託するものとするが、近い将来において換価をする予定のもの又は法第 57 条第 1 項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により取立てをするため必要があるものについては、政府保管有価証券取扱規程第 2 条第 1 項ただし書の規定により、日本銀行に寄託することなく、税務署長がこれを保管しても差し支えないとされている。

ただし、日本銀行が寄託に応じる有価証券は、金融商品取引法第 2 条に規定する有価証券とされており、税務署長は、船荷証券、倉庫証券及び貨物引換証等の物品の給付を目的とする権利を表彰する有価証券を保管するに当たっては、保管上の必要に応じ、貸金庫等を利用するとされている（徴収法基本通達 56-20）。

徴収法において、前記のことが要請されているのではないから、国ではない滞納処分庁においては、適切な保管方法を講じていけば問題はない。

10 参考資料

- (1) 弥永真夫：リーガルマインド手形法・小切手法[第 2 版補訂]
- (2) 釧路地判帯広昭 35. 2. 15（下民集 11-2-347）
- (3) 東京地判平 28. 2. 16（判時 2320-27）
- (4) 最二判昭 31. 7. 20（民集 10-8-1022）

表紙説明

百合（周南市須々万の道路沿い）：藪の中で自生していても百合の花は気高い。白百合の花言葉は「純潔」「威厳」という（平成 30 年 9 月 2 日撮影）。